

私は、大きく3点にわたり花川区長に質問いたします。

始めに、高齢化社会に対応すべく組織間連携の強化について伺います。

我が国は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入しております。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の人口は、2000年の国勢調査からは1億2,700万人前後で推移していましたが、2020年には1億2,410万人、2030年には1億1,662万人となり、2050年には1億人を、2060年には9,000万人をも割り込むことが予想されております。一方、高齢化率は上昇することが見込まれており、世界に先駆けて超高齢社会に突入した我が国においては、2025年には約30%、2060年には約40%に達すると見られています。北区では、国や東京都を上回る速度で高齢化が進み、平成26年8月1日現在の高齢者人口は85,065人、高齢化率25.22%となっています。平成29年には高齢化率が27.0%に達すると同時に、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ると見込まれています。このように高齢化が進む北区ですが、町会・自治会、民生・児童委員等々で豊富な社会経験と意欲や能力をお持ちのご高齢者の方々がご活躍をされております。高齢化社会において、地域の社会資本である意欲と能力のあるシ

ニアの方々の力やネットワークを活かすには、様々な組織間の連携強化が必要と考えています。平成27年4月からは、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるために「生活困窮者自立支援法」が施行されます。今定例会では「生活困窮者自立支援法」の施行に先立ち、平成26年度一般会計補正予算として「生活困窮者自立支援モデル事業費」が審議されることとなっており、同モデル事業は北区社会福祉協議会へ委託されます。この事業を効果的に運用するには社会福祉協議会と福祉事務所はもとより、全庁あげて横断的な連携強化が必要と考えますが、具体的にどのように各所管の連携体制を構築していくか、そして、連携が適切に行われているかを検証する必要もあると考えますが、区の見解を伺います。また、制度のはざままでSOSを出せず、窓口相談にも来られない生活困窮者の情報は、地域に根差している町会・自治会、民生・児童委員などの方々が得ていることがありますが、このような方々との連携体制はどのように行っていくのか、また、区はどのように生活困窮者の把握を行おうと考えているかお答えください。

次に、区民ニーズの多様化、複雑化に対応できる人材育成と配置について伺います。

先日、視察した長崎市では、人口減少、少子高齢社会の到来や市民ニーズが多様化、高度化、複雑化など市役所を取り巻く外的要因の変化や、職員数の減少、自主財源の減少、仕事の高度化、専門化など内的要因の変化など、求められる役割が絶えず変化する中、従来どおりの意識・発想・しごとのやり方では、市役所が時代の変化に的確に対応できないとして、（１）業務改善の推進に関すること（２）事務効率化に関すること（３）職員の資質向上のための施策に係る総合的な企画及び連絡調整に関することを分掌事務とする「しごと改革室」を平成２３年度に設置いたしました。現在、この「しごと改革室」が中心となり、「市役所カワルプロジェクト」を市の重点プロジェクトとして推進しております。このプロジェクトでは、職員が常に市民の立場になって仕事に取り組み、成果を上げられる市役所をめざし、市民満足度の向上につながる仕事改革を推進するとしています。そのためには、「自ら考え、自ら発信し、自ら行動する自立型」へ転換し、また「市民や企業等と連携する協働型」、「今の時代に合わせた仕組みやルールを作りだす創造型」をプラスして仕事に取り組む職員の意識を醸成し、併せて職員が今よりもっと活躍する環境を整え、職員

のやる気を引き出すとともに、持続的な市役所の成長につながる組織マネジメントの確立をめざしております。具体的には、イキイキと活躍する職員を育成するため、市長・副市長・部局長など26名が参加してオフサイトミーティング形式で開催される「経営幹部のキックオフミーティング」や、普段あまり交流がない他部署の職員とざっくばらんに話しをし、対話の大切さや庁内のネットワーク作りを促進するため、世代ごとに市役所の現状や課題、解決策を話し合う「同世代カフェトーク」などがあります。また、長崎市では職員の30～40%が市外から就職試験を受け入庁していることから、郷土愛を醸成するため地元の歴史、経済などを幅広く学び、様々な長崎のまちのことを知る講座を開催したり、長崎市内外の各分野で活躍している方が講師の「まるかじり講座」、適材適所の人事配置、昇任や給与制度の見直しをはじめ、職員の能力と実績が一体となった人事評価制度の構築が取り組まれております。

北区では平成23年6月に「北区人材育成基本方針」を策定し、行政ニーズが高度化・複雑化するなど区を取り巻く環境が大きく変化しようとも、区政の運営に携わる職員が常に目指すべき理想の職員像として、協働精神、プロ意識、豊かな人間性の3点に重点を置き、区民から信頼される人材の育成に取り組んでいること

は承知しております。また、昇格の早期化、雇用形態の多様化等の状況を踏まえ、管理監督職員の評価能力・人材育成力、マネジメント力の向上、O J Tの推進等の職場の学習風土づくりについて、人事制度と連携して、さらに取り組みを進めることが必要としております。

そこで伺います。区民ニーズ・行政ニーズが高度化・複雑化に対応するには、スペシャリストやエキスパートの養成などを含めた人材管理・育成が必要と考えますが、今後の職員力アップについて具体的な展望をお聞かせ下さい。

平成25年第三回定例会では、住民満足度を向上させるさまざまな方策の一つとして区民の相談窓口のあり方について質問いたしました。区民相談の内容によっては複合的な問題を抱えていることが多くあり、庁内での横断的な取り組みや役所外の関係機関との連携が不可欠な場合があります。特に、高齢、障害、生活保護などの福祉の相談窓口は、高齢、障害、生活保護など、それぞれの分野に分かれているため、各窓口で相談に来られた方が複数の問題があると思われる場合には、関係各課での連携や引き継ぎがスムーズに行えるよう、引き続き職員の意識向上に努めること。また、人材育成に関しては、福祉の経験を生かした相談体制や専門分野の職員育成及び情報共有、相談しやすい丁寧な窓口対

応を行っていくとの答弁を頂きました。また、新庁舎建設基本構想で示した新庁舎に備えるべき機能のうち、区民サービス機能に関する総合窓口のあり方について庁内検討をされるなかで、ハード、ソフト両面において、住民に寄り添った行政サービスが拡充されるよう要望しておりますが、重ねてコンシェルジュ的な人材育成も導入すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に地域振興室の更なる有効活用について伺います。

現在の地域振興室は、平成13年4月に地域活動を行う区民とともに、より良いまちづくりを推進する事務所として開設されました。地域振興室は、地域の活動拠点として、4つの役割を担っています。町会・自治会連合会、北区青少年地区委員会、北区赤十字奉仕団などの地域活動を支援する役割、NPO・ボランティア活動を行う団体などに活動コーナー・会議室などの活動する場を提供する役割、「協働」の促進に向け、区民と区政を結ぶ役割、地域情報の受発信を行い、地域活動の交流の場として、より良い地域づくり、コミュニティの活性化をはかる役割です。それぞれの役割は19地域で重要な地域活動を担っております。大切な区民の財産でもある地域振興室を更に有効に活用するためにも

4つの機能の具体的な検証などPDCAサイクルの評価が必要と考えますが、区の見解を伺います。

最初の質問でも取り上げましたが、平成27年4月から施行される「生活困窮者自立支援制度」は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある生活困窮者に対する早期支援を積極的に展開し生活保護受給に至る前に公的な救済を図ることが求められている、いわゆる第2のセーフティネットであります。近年、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域とのつながりが希薄化して孤立していく人も少なくありません。こうした孤立は独り暮らし高齢者や高齢者の世帯に限られるものではなく、障がい者とその家族、子育て世帯、生活困窮者の中にも不安や悩みを抱えながら誰にも相談することができず、適切な支援を受けられない方が地域には数多く潜在すると思います。社会保障審議会福祉部会による地域福祉計画策定指針では、「社会福祉を地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉」に変え、その対象も「限られた社会的弱者」ではなく、地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおしていくものでした。さらに、「そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可

欠」であるとしています。

今後は、これまで以上に福祉行政も横断的で幅広い業務を効率的に行う必要があります。そこで、区でも地域振興部門と福祉部門などの所管を越え「地域のきずなづくり推進プロジェクト」と連動させながら福祉の拠点も併せ持たせた地域振興室として更なる有効利用をするべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に十条まちづくりをはじめとする地域の諸課題について伺います。

十条では、十条地区まちづくり基本構想に基づき、十条駅付近の連続立体交差化や十条駅西口地区市街地再開発事業、都市計画道路補助第83号線の拡幅事業、特定整備路線・都市計画道路補助73号線の整備、木密地域不燃化10年プロジェクト等の様々な計画が進捗しております。

十条駅付近の連続立体交差化については、東京都が平成24年度から事業範囲や構造形式について調査を実施しており、本年度、事業化に向けて、構造形式に加え施工方法の検討を行っており、現在、国との比較設計協議に着手をしていることと承知しており



ます。本年、第2回定例会には、J R 埼京線十条駅付近の連続立体交差事業の早期実現に関する件の陳情が提出されており、早期実現を強く望むところです。現時点で、北区が得ているJ R 埼京線十条駅付近の連続立体交差事業の情報と、今後の区の実施姿勢を伺います。

また、他の事業について事業主体は様々で、各事業とも十条地区まちづくり協議会をはじめ、十条の住民の方々への説明会が行われておりますが、住民からは事業の説明に関して、スケジュールの早期の提示をはじめ、より丁寧な説明を求める声が上がっておりますが、区の役割と説明責任についてどのような見解をもっているか伺います。各事業は十条地区を将来の世代へ安心安全で活力あるまちとして引き継ぐためにも大切な事業と考えます。住民の皆様の中には、事業を継続できなくなることへのご不安や、先祖代々住み慣れた土地を手放すことへの抵抗をもっておられる方がおります。このような方々へは、区が寄り添うような心で丁寧な説明を積極的に行うよう強く要望いたします。

次に、中十条、赤羽西、西が丘、上十条、十条仲原に関する課題について伺います。同地域には、公有地・民地を含めて崖地が多くあります。8月の広島市土砂災害では被災した地域の多くで、土砂災害警戒区域への指定が行われていなかったり、防災スピー

カーが設置されていなかったりする、防災上の不備も次々と明らかになっていております。区では、概ね200年に1回程度起こる大雨で万が一荒川の堤防が決壊した場合や、隅田川等の流域で激しい雨が降り河川に排水できずにはん濫した場合に備え、想定される浸水の深さや避難所などを「洪水ハザードマップ」として具体的に示し、区民の皆さんが避難するときは、2箇所以上の避難場所へ避難できるようまとめております。これは全戸配布されており、いざという時に備え、日頃から避難所、避難経路、家族の連絡先、避難時の心得などを、このマップをもとに家族で話しあっていただくとともに、もし、避難準備、避難勧告が発令されたときは、このマップに基づき早めの避難を促しております。そこで伺います。区では上記の崖地等の傾斜地の危険性をどのように考えておりますか。また、住民への注意喚起や発災の危険性のある場合には、避難経路や心構えを示すべきと考えますが区の見解を伺います。また、基礎自治体として、今回の広島市の土砂災害に関する広島市の防災対策や危機管理をどのように受け止めているか伺います。

近年の自然災害は、今までの記録や常識では計り知れないような猛威をふるいます。区においては、区民の生命を守るため、あらゆる想定に対し万全の対策を講じられますように要望し質問

を終わります。

ご清聴ありがとうございました。